

釧路市既存住宅 耐震改修費補助金交付制度のご案内

対象の要件

- 昭和56年5月31日以前に着工された下記の①～④の内、申請者が自ら居住している住宅。
なお、②～④の建築物には、別に制限があります。
①戸建て住宅 ②長屋 ③併用住宅 ④共同住宅
 - 耐震診断の結果が、現行の耐震関係規定に満たないと判定されている住宅。
 - 建築基準法等その他関係法令に明らかな法令違反がない住宅。
 - 市税等に滞納がないこと。
 - 暴力団員に該当しないこと。
- ※その他、詳細につきましては、建築指導課指導防災担当までお問合せください。

補助額

- 耐震改修工事費の23%以内の額（千円未満切捨て）で**最大45万円**

申請受付期間

- 令和4年4月4日（月曜日）～9月30日（金曜日）

税制優遇措置

- 耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置制度を受けられる場合があります。

詳しくは 所 得 税：釧路税務署 電話：31-5100
固定資産税：釧路市役所 資産税課 電話：23-5198

耐震診断・耐震改修に関するお問合せは

- 釧路市役所 建築指導課 指導防災担当（市役所本庁舎5階） 電話：31-4569

申込に必要な書類とお知らせ

- ①既存住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式1）
- ②耐震診断報告書（現況）
- ③耐震判定委員会が証した耐震診断判定書の写し
（木造で延床面積500㎡以内のものを除く）
- ④改修計画書（様式2）
- ⑤位置図、配置図、平面図等（改修内容のわかる図面）
- ⑥補強後の想定耐震診断報告書
- ⑦耐震判定委員会が証した改修計画評定書の写し
（木造で延床面積500㎡以内のものを除く）
- ⑧耐震改修工事費内訳書（見積書）
- ⑨外観写真2面以上
- ⑩住民票の写し
- ⑪登記事項証明書（建物）
- ⑫完納証明書

悪質リフォーム業者にご注意を！

法令改正や制度の創設等に便乗し、釧路市の依頼による調査・検査と偽り、突然訪問するケースなどが懸念されます。釧路市では業者等に耐震診断・耐震改修に関する個人住宅の調査等は、一切依頼しておりません。

また、近年全国的に悪質なりフォーム業者による粗雑な工事、不要不急の工事等による高額請求事件などの被害が発生しておりますので、ご注意ください。